

〔令和5年2月28日改正、3月1日施行〕

《184～185 頁》「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」様式の一部改正

別紙1（第8条第1項 第22条第1項関係）

令和 年 月 日

日本商品先物取引協会 御中

会 員 名

会員代表者

印

違反等行為に係る届出書

(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	外務員登録番号
()	男・女	年 月 日	
現住所（現在連絡の取れる場所） 〒 (TEL - -)			
違反等行為の該当条項			
違反等行為の概要			

(注) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第8条第2項又は第22条第2項に基づき、本会に対して経過報告を行わなければならない。

本件に関する連絡先

担当部署：

担当者：

連絡先 (TEL)：

(メールアドレス)：

日本商品先物取引協会 御中

会 員 名
会員代表者

印

違反等行為に係る届出書に関する顛末報告書

(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	外務員登録番号
()	男・女	年 月 日	
現住所（現在連絡の取れる場所） 〒 (TEL - -)			
社内処分の状況	処分済み・その他		
【社内処分の内容】			
違反等行為に関する顛末報告			

(注1) 【社内処分の内容】には、社内処分の状況を詳細に記載すること。社内処分を行わなかったときは、その理由を記載すること。

(注2) 役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第9条第3項又は第23条第3項に基づき、会員が顛末報告書を本会に提出したときは、当該役員使用人等に対しその旨を書面により通知しなければならない。

(注3) 違反等行為の内容が商品先物取引業の信用を著しく失墜させるものであるときは、その旨及び理由を付記すること。

(注4) 法令違反発生の場合には、関係証拠書類を添付すること。

本件に関する連絡先

担当部署：

担当者：

連絡先（TEL）：

(メールアドレス)